

熊本県公立大学法人評価委員会に係る傍聴に関する手続き及び留意事項について

1 傍聴する場合の手続き等

- (1) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から行い、会場の都合等を勘案して、会議ごとに委員長が定めた定員（以下「定員」という。）を満たした時点若しくは会議開催予定時刻になった時点で受付を終了します。
- (2) 傍聴者については、受付先着順に決定します。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、公平を期するため抽選により傍聴者を決定し、受付を終了します。
- (3) 傍聴者は、受付で氏名等を記入し、委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場においては、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) その他この会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 2 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。